

国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等の  
設置及び管理に関する実施協定書

国営沖縄記念公園管理者内閣府沖縄総合事務局（以下「甲」という。）と沖縄県（以下「乙」という。）は、乙による主体的な沖縄文化の発信及び観光振興等に資することを目的として、乙が行う国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等の設置及び管理に関し、次のとおり実施協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

**第1条** 本協定は、首里城正殿等の設置及び管理を乙が自らの責任において、主体的、包括的に実施していくに当たり、その方法として、甲が乙に対して都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に基づく設置許可及び管理許可（以下「設置管理許可」という。）をすることが国営沖縄記念公園首里城地区の機能の増進に資することを前提とし、乙が首里城正殿等の管理を行う上で必要となる内容の詳細及びその他今後の手続きの円滑な実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

## （用語の定義）

**第2条** 本協定における用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 「首里城正殿等」とは、第6条に定める公園施設をいう。
- (2) 「管理」とは、維持管理及び運営をいう。
- (3) 「維持管理」とは、第7条第1項に定める状態の確保に必要な、第9条第1号に定める業務をいう。
- (4) 「運営」とは、第7条第1項に定める状態の確保に必要な、第9条第2号に定める業務をいう。
- (5) 「修繕」とは、首里城正殿等の維持管理のため必要となる全ての修繕をいう。
- (6) 「大規模修繕」とは、前号に定める修繕のうち、一の設備や機器等について一連で行うべき修繕に要する費用が100万円（消費税等を含まない）を超え、かつ本条第8号に定める予防保全として行う修繕に該当しないものをいう。
- (7) 「軽微な修繕」とは、本条第5号に定める修繕のうち、一の設備や機器等について一連で行うべき修繕に要する費用が100万円（消費税等を含まない）を超えない場合で、かつ本条第8号に定める予防保全として行う修繕に該当しないものをいう。
- (8) 「予防保全として行う修繕」とは、本条第5号に定める修繕のうち、首里城正殿等の長寿命化のための予防保全として行う、壁板の漆の上塗り、奉神門・淑順門・美福門の扁額の塗り直し、瓦の清掃や漆喰の補修、柱の根継等をいう。
- (9) 「現在の運営維持管理者」とは、一般財団法人沖縄美ら島財団をいう。
- (10) 「新たな運営維持管理者」とは、第7条第3項に定める首里城正殿等の管理を行うことができる十分な資力、信用及び能力を有する者として乙が選定した者をいう。
- (11) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動、疫病その他の人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外若しくは予見可能であってもその損失、損害又は障害発生の防止手段を

## 【首里城】

合理的に期待できないものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。

- (12) 「復元整備等」とは、第5条に定める乙が管理する区域の範囲において行う往時の施設の復元整備又は既に復元整備した施設の仕様の変更等及びそれらに伴って必要となる遺跡の発掘調査をいう。
- (13) 「収入」とは、首里城正殿等において得られる収入（費用等を控除する前の利用者等からの受領する入場料収入及び売店収入等）をいう。
- (14) 「管理期間」とは、第4条第1項に定める乙が首里城正殿等の管理を行う期間をいう。なお、第4条第2項に基づき甲が乙への設置管理許可を更新した場合は、許可を更新した後の期間も管理期間に含める。
- (15) 「企画運営・調査研究業務」とは、第7条第1項に定める状態の確保に必要な以下の調査研究及び事業をいい、詳細は管理要領において定める。
- (ア) 国営沖縄記念公園首里城地区における行催事の企画や施設修繕等への活用のために実施する調査研究
  - (イ) 国営沖縄記念公園首里城地区が、周辺の都市公園等と一体を成してまちづくりの核となるよう、地域からの多様なニーズを踏まえて実施するまちづくり活動等の地域還元事業
  - (ウ) 国営沖縄記念公園首里城地区を基本として実施する琉球王国の文化等に関する企画展や体験会等を通じて魅力向上を図る公園関連事業

(規定の適用関係)

**第3条** 首里城正殿等の管理に関しては、本協定のほか、設置管理許可書に定める各規定が適用される。

(管理の期間)

- 第4条** 乙は、首里城正殿等について、甲から設置管理許可を得た上で、令和8年4月1日（以下「管理開始日」という）から令和13年3月31日までその管理を行う。
- 2 乙は、前項に定める期間の満了にあたり、当該期間の満了の2年前までに甲に管理継続意向の有無について書面で通知しなければならない。乙は、管理継続の意向がある旨を通知した場合、当該期間の満了の1年前までに、設置管理許可の更新を甲に申請しなければならない。

(管理区域の範囲)

**第5条** 設置管理許可に基づき乙が管理する区域の範囲は次の表に定めるとおりとする。

公園施設の名称	区分	管理区域の範囲	図面
首里城正殿等	甲が設置し、乙が管理する公園施設	国営沖縄記念公園首里城地区 (沖縄県那覇市首里当蔵町)	1/31
	乙が設置し、乙が管理する施設		

## 【首里城】

(公園施設の内容及び構造)

第6条 第5条に定める管理区域の範囲内に存する公園施設の内容及び構造は、次の表に定めるとおりとする。

なお、正殿が令和8年度供用、その他期間内に追加の施設が供用する場合は、供用開始前にそれぞれ管理許可を更新することとする。

公園施設の名称	区分	公園施設の主な構造	図面
奉神門	甲が設置し、乙が管理する公園施設	建築本体、バッテリー室、空調機械室、電気室、管理事務室、石高欄	2/31 ~3/31
公園施設の名称	区分	公園施設の主な構造	図面
書院・鎖之間庭園	甲が設置し、乙が管理する公園施設	庭園	4/31
奥書院庭園	甲が設置し、乙が管理する公園施設	庭園、苜銘御嶽施設	5/31 ~6/31
二階御殿 (二階部分)	甲が設置し、乙が管理する公園施設	庭園	7/31
二階御殿 (一階部分)	甲が設置し、乙が管理する公園施設	ポンプ室、受水室	8/31 ~9/31
二階御殿 (ポンプ室)	甲が設置し、乙が管理する公園施設	建築本体	9/31
淑順門	甲が設置し、乙が管理する公園施設	建築本体	10/31 ~11/31
世誇殿	甲が設置し、乙が管理する公園施設	建築本体	12/31 ~13/31
女官居室	甲が設置し、乙が管理する公園施設	建築本体	14/31 ~16/31
後之御庭	甲が設置し、乙が管理する公園施設	工作物	17/31
白銀門	甲が設置し、乙が管理する公園施設	工作物	18/31
東のアザナ	甲が設置し、乙が管理する公園施設	工作物	19/31 ~20/31
美福門	甲が設置し、乙が管理する公園施設	建築本体	21/31 ~22/31
広福門 (券売所)	甲が設置し、乙が管理する公園施設	内装設備	23/31 ~24/31

## 【首里城】

その他の復元施設等	甲が設置し、乙が管理する公園施設	工作物	25/31 ～28/31
首里城復興展示室 (寄満跡)	乙が設置及び管理する公園施設	建築本体	29/31 ～30/31
仮設通路、北殿北側 見学通路	甲が設置し、乙が管理する公園施設	工作物	31/31

### (公園施設の管理)

- 第7条** 乙は、首里城正殿等の管理に当たっては、都市公園の効用に資するため、公園施設としての首里城正殿等の本来の用途に従い、常に良好な状態で保持しなければならない。
- 2 乙は、首里城正殿等の管理の詳細な内容について、設置管理許可を得た後、管理開始日までに管理要領（以下「管理要領」という。）を定め、甲に提出する。乙は、管理要領を定めるとき、又は変更するときは、事前に甲と協議し、承諾を得なければならない。
- 3 乙は、公園施設としての首里城正殿等の設置の目的に適合して管理を行うことができる十分な資力、信用及び能力を有する者に首里城正殿等の管理を行わせることができる。この場合においては、本条第5項による現在の運営維持管理者からの業務引継期間を考慮した上で、原則として公募により新たな運営維持管理者の選定を行う。
- 4 乙は、新たな運営維持管理者をして、自らによる管理の開始前において、管理の開始に向けた準備行為として、現在の運営維持管理者が行っている管理に支障のない範囲内で甲及び現在の運営維持管理者の協力を得て現地調査等を実施させることができる。  
この場合において、甲は、上記の範囲内で、新たな運営維持管理者による現地調査等の実施に協力を行うよう努める。
- 5 乙は、新たな運営維持管理者をして、自らによる管理の開始前において、管理の開始に向けた準備行為として、現在の運営維持管理者から現在の運営維持管理者が行っている管理について引継ぎを受けさせることができる。  
この場合において、甲は、新たな運営維持管理者への引継ぎに協力するよう努める。
- 6 乙は、前項に定める引継ぎに際し、新たな運営維持管理者をして、現在の運営維持管理者から首里城正殿等の管理に関して必要な事項の説明を受けさせ、かつ、現在の運営維持管理者が用いた管理に関する操作要領、申送り事項その他の首里城正殿等の管理の実施のために必要な資料について現在の運営維持管理者から提供を受けさせ、管理について適切に引継ぎを行わせる。
- 7 乙は、新たな運営維持管理者をして、本条第4項及び第5項のほか、乙による管理開始日の前であっても、現在の運営維持管理者が行っている管理に支障のない範囲内で、首里城正殿等の円滑かつ適切な管理の実施に必要な業務を実施させることができる。
- 8 乙及び新たな運営維持管理者は、管理期間中、首里城正殿等の管理を実施するに当たり、甲との間で連携を図るとともに、甲が依頼する調査や視察等に協力する。

## 【首里城】

(計画及び報告)

- 第8条** 乙は、管理期間中、各年度開始1ヶ月前まで（初年度は管理開始日の2週間前まで）に、首里城正殿等の管理に関する業務内容についての単年度計画及び収支予算書を毎年度作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、管理期間中、前項の計画に従って実施した管理の実施状況について報告書を作成し、甲に提出する。
- 3 前項に定める報告書の内容等は以下のとおりとし、詳細は管理要領において定める。
- (1) 管理収支（乙及び新たな運営維持管理者）
  - (2) 管理状況
  - (3) 入場者数
  - (4) その他の事項
- 4 第1項に基づき提出した単年度計画の実施が困難となる事由が発生した場合、乙は速やかに甲に書面でその旨を通知し、甲及び乙が協議した上で、対応方針を決定する。

(業務内容)

**第9条** 乙又は新たな運営維持管理者は、首里城正殿等の管理として本条各号に定める管理（甲が行う復元整備等、大規模修繕を除く。）を実施する。

- (1) 維持管理
  - ① 施設維持管理業務
  - ② 展示物保全・展示業務
  - ③ 軽微な修繕業務
  - ④ 予防保全として行う修繕業務
  - ⑤ 安全衛生管理業務
  - ⑥ 警備業務
  - ⑦ その他維持管理に関する業務
- (2) 運営
  - ① 入場料収受業務
  - ② 普及啓発業務
  - ③ 企画運営・調査研究業務
  - ④ 売店営業等業務
  - ⑤ 広告宣伝・誘客営業活動業務及び利用促進計画業務
  - ⑥ 復元整備に関する展示解説等業務
  - ⑦ その他運営に関する業務

(乙が設置する公園施設)

**第10条** 乙は、設置管理許可を得た後、復興展示室について設置し管理することができる。乙は、甲による復元整備等の完了等によって復興展示室の設置目的が果たされた場合、原則として、自らの責任及び費用で原状回復の措置（復興展示室の撤去を含む。）を行い、設置許可対象の土地を引き渡さなければならない。これにより難しい場合には、甲及び乙が協議した上で、対応方針を決定する。

## 【首里城】

- 2 乙は、甲が復興展示室の周辺において実施する復元整備等の際し、乙自ら又は新たな運営維持管理者をして、その管理に支障のない範囲内で、甲による復元整備等の実施に協力させる。これにより難しい場合には、甲及び乙が協議した上で、対応方針を決定する。
- 3 前二項の他、復興展示室の取り扱いにかかる詳細は甲と乙で協議の上、設置管理許可において定めるものとする。

(公園施設に対する修繕の取扱い)

**第11条** 甲は、大規模修繕等を実施する。ただし、乙又は新たな運営維持管理者の責めに帰すべき事由により生じた大規模修繕等は、乙又は新たな運営維持管理者が実施する。

- 2 乙又は新たな運営維持管理者は、通常の管理に必要な軽微な修繕及び予防保全として行う修繕を実施する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた軽微な修繕は、甲が実施する。前項及びこれにより難しい場合には、甲及び乙が協議した上で、対応方針を決定する。

また、乙又は新たな運営維持管理者は、サービス向上等の観点から収益状況を勘案し、原則として、当該年度における収入の範囲内で、甲に確認の上、大規模修繕を実施することができる。

なお、予防保全として行う修繕を実施するに当たっては、甲が別途提供する長寿命化計画の中の予防保全のための計画も踏まえ、管理期間中の「予防保全として行う修繕に係る実施計画」(予防保全実施計画)を乙が策定し甲に提出した上で、当該修繕を当該計画に基づき実施する。

- 3 乙又は新たな運営維持管理者が修繕により甲が所有する公園施設に付加したものについては、甲に帰属する。

ただし、乙が甲から都市公園法第5条第1項に基づく設置許可を得た上で設置したものについてはこの限りではない。

- 4 乙は、前項の規定により甲の帰属となった結果、当該公園施設の価値が増減した場合(単なる減耗回復にとどまる工事は除く。)は、甲に対して、当該工事の配置図、建物図及び工事に要した金額に係る資料を提出することとし、その他甲から必要な書類及び手続き等の要請があった場合は協力する。なお、上記の配置図及び建物図については、設計図書等の既存資料で足りる場合はこれをもって上記提出に代えることができる。

(行催事等の取扱い等)

**第12条** 乙は、設置管理許可を得た後、速やかに、甲と協議し、その承諾を得て、乙又は新たな運営維持管理者が首里城正殿等において主催又は共催する行催事等(ロケーション等を含み、第5条に示す管理区域の範囲外にまたがって実施されるものは管理区域の範囲外で実施する部分を除く。以下同じ。)を実施する際に遵守すべき基準(以下「行催事等実施基準」という。)を定め、甲に提出する。

- 2 前項の規定により行催事等実施基準の提出があった場合には、当該提出を当該行催事等実施基準に従って乙又は新たな運営維持管理者が首里城正殿等において主催又は共催する行催事等に必要都市公園の占用又は行為に係る都市公園法第6条に基づく占用許可

## 【首里城】

又は同法第12条に基づく行為の許可の申請とみなし、甲は当該申請に係る占用又は行為について、都市公園法第6条に基づく占用許可又は同法第12条に基づく行為の許可を包括的にする。

ただし、乙は、第5条に示す管理区域の範囲外にまたがって実施される行催事等であって範囲外で実施される部分については、行催事等実施基準とは別に、都市公園法第6条に基づく占用許可又は同法第12条に基づく行為の許可を申請し、必要な許可を得なければならない。

- 3 乙及び新たな運営維持管理者以外の第三者が首里城正殿等において主催する行催事等（ロケーション等を含み、乙又は新たな運営維持管理者が共催するものを除く。）に関しては、乙及び新たな運営維持管理者は別に定める事務手続きに基づき、当該第三者と必要な調整を行った上で、当該第三者をして、甲に対して都市公園法第6条に基づく占用許可又は同法第12条に基づく行為の許可を申請させ、必要な許可を得させなければならない。

（費用の負担等）

**第13条** 甲は、第11条第1項に定める大規模修繕及び復元整備等に要する費用（ただし、乙又は新たな運営維持管理者の責めに帰すべき事由により生じた大規模修繕に要する費用は除く）及び第11条第2項ただし書きにおける甲の責めに帰すべき事由により生じた軽微な修繕及び予防保全として行う修繕に要する費用を負担する。

- 2 乙は、第9条に定める首里城正殿等の管理として同条各号に定める管理（前項に掲げる費用は除き、第11条第2項に掲げるサービスの向上の観点から乙が必要と認めた場合における大規模修繕の実施に要する費用を含む。）及び第11条第1項のただし書きにおける乙又は新たな運営維持管理者の責めに帰すべき事由により生じた大規模修繕に要する費用を負担する。これにより難い場合には、乙は速やかに甲にその旨を書面で通知し、甲及び乙が協議した上で、対応方針を決定する。

なお、乙は、第7条第1項に定める事項を遵守することを前提とし、原則として、当該年度における収入の範囲内で首里城正殿等の管理を行うものとするが、乙が必要と判断する場合、当該年度の収入の範囲を超過して負担することができる。

- 3 乙は、毎年度、甲に対して都市公園法施行令第20条第1項に基づく土地・施設使用料（以下「使用料」という。）を納める。

ただし、甲は、令和4年3月31日国土交通省告示第409号に基づき、令和8年4月1日から首里城正殿が完成し、管理開始するまでの間、使用料を免除する。

首里城正殿完成後においても、前文の規定にかかわらず、甲は、乙による首里城正殿等の管理が都市公園法施行令第20条第1項ただし書きの規定に基づき営利を目的とし、又は利益をあげるものではないと認められる場合には、所定の手続きを行った上で、使用料を免除することができる。

また、乙は首里城正殿等について、不可抗力の発生等により乙が新たな運営維持管理者に対して指定管理料を支払うべき事態が生じる場合など甲に対して使用料の減額を求める必要があると判断した場合には、甲に対し使用料の減額を申し出ることができ、甲は当該申出について使用料の減額の必要性を認める場合には、都市公園法施行規則第11

## 【首里城】

条第1項ただし書きの規定に基づき、所定の手続きを行った上で、使用料を減額することができる。

4 乙は、使用料を甲の歳入徴収官等が発行する納入告知書により納付期限までに納入しなければならない。

なお、指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に定める延納利息の率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（電気・上下水道等の園内設備の取扱い）

**第14条** 電気配線・配管、上下水道管、空調設備用冷水管、送電施設等の園内設備の取扱いについては次に掲げる内容を基本とし、詳細については別に定める。

- (1) 第5条に掲げる管理区域の範囲内外において首里城正殿等の用途のみに使用されている設備については、大規模修繕は甲が行い、通常の管理に必要な維持管理（甲が行う大規模修繕は除く。）は乙が行う。
- (2) 第5条に掲げる管理区域の範囲内外にまたがって存在し、首里城正殿等と国営沖縄記念公園首里城地区内のその他の公園施設どちらの用途にも使用されている設備については、受益者負担の原則に基づき、通常の管理に必要な維持管理を行う主体及び費用負担区分を決定する。なお、大規模修繕は甲が行う。
- (3) 第5条に掲げる管理区域の範囲内に存在するが首里城正殿等の用途として使用していない設備については、通常の管理に必要な維持管理は甲が行う。

（収入の帰属等）

**第15条** 乙は、首里城正殿等について、設置管理許可を得た上で、新たな運営維持管理者に利用料金を設定、收受させ、その収入を新たな運営維持管理者自らのものとさせることができる。乙は設置管理許可の申請に当たり、利用料金の額は国営公園の公園施設として利用者の受益に見合った公正妥当な額とし、甲の許可を受ける。利用料金の詳細については、甲が許可した額の範囲内で、管理要領において定める。

2 前項により新たな運営維持管理者に利用料金を設定、收受させ、その収入を新たな運営維持管理者自らのものとさせた場合において、前項により新たな運営維持管理者が得た収入から充当できる対象は、第13条第2項に定める通常の管理に必要な費用のみとする。また、新たな運営維持管理者は、当該費用の管理に当たっては、首里城正殿等の管理のみを対象とした独立した経費処理を行わなければならない。

（基金）

**第16条** 乙は、首里城正殿等を管理し、及びその利用を促進することを目的として基金を設置し、乙が行う事業の費用の財源に充てるものとする。

2 基金の詳細については、別に定める。

（公園施設の公開日時）

**第17条** 公園施設の公開は、国営沖縄記念公園の公開日時内とすることを原則として、次

## 【首里城】

の表に定めるとおりとする。

期 間	時 間
4 月 1 日～6 月 30 日	8 時 30 分～19 時 00 分
7 月 1 日～9 月 30 日	8 時 30 分～20 時 00 分
10 月 1 日～11 月 30 日	8 時 30 分～19 時 00 分
12 月 1 日～3 月 31 日	8 時 30 分～18 時 00 分

ただし、閉園後の夜間利活用や効率的な運営のため、変更する必要があるときは、事前に協議の上、変更することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が国営沖縄記念公園首里城地区の公開時間を超えて公開時間の延長を行おうとするときは、甲にその旨を申し出、甲は国営沖縄記念公園首里城地区の公開時間の延長を決定する。
- 3 首里城正殿等の休館日は、7月第1水曜日及びその翌日とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙が休館日を変更しようとするときは、事前に甲と協議し、その承諾を得なければならない。

(乙による管理を継続しない場合の扱い)

- 第18条** 乙による管理を継続しない場合、甲は、乙に代って管理を行う第三者の選定のための作業を合理的な期間内で行うとともに、乙への設置管理許可を取り消す。ただし、管理期間が終了する場合にはこの限りでない。
- 2 乙による管理を継続しない場合、乙は自ら及び新たな運営維持管理者をして、甲又は甲が指定する第三者に対して業務の引継ぎを行わなければならない。  
なお、引継ぎは原則として管理期間内に行う。引継ぎに係る業務及び引継ぎが完了するまでの間における首里城正殿等の管理に係る各年度における費用については、原則として乙の負担とし、具体的には、乙による管理を継続しない場合の個別の事由に応じて、甲及び乙が協議した上で決定する。
  - 3 乙又は新たな運営維持管理者が所有する資産は、原則として、所有者自らの責任で原状回復等の措置をしなければならない。これにより難しい場合には、甲及び乙が協議した上で、対応方針を決定する。
  - 4 乙は、乙が管理を行った甲が所有する資産については、乙の管理開始日を基準として原状を維持した状態（乙が適切に軽微な修繕及び予防保全として行う修繕を行ってもなお生じる経年劣化は除く。）で甲へ引き渡す。

(甲と乙のリスク分担)

- 第19条** 本協定における甲及び乙の役割分担も踏まえつつ、設置管理許可を受けた者としてのリスクは乙が負担し、それ以外の国営公園の公園管理者及び公園施設の所有者としてのリスクは甲が負担する。これにより難しい場合には、乙は速やかに甲にその旨を書面で通知し、甲及び乙が協議した上で、対応方針を決定する。

(遵守すべき関連法令等)

- 第20条** 乙は、首里城正殿等の管理に当たり必要とされる都市公園法等の関連法令（関連

## 【首里城】

する施行令、施行規則、条例等を含む。)を遵守しなければならない。

(本協定の効力)

**第21条** 本協定は、第4条第1項に定める管理期間の間、有効とするが、甲及び乙が協議した上で、本協定の有効期間を延長することができる。

なお、管理期間が第4条第2項により、乙が設置管理許可の更新を甲に申請し、かつ、その時点において更新後の期間における本協定の内容を変更する必要がないと甲及び乙が認めるときは、管理許可の更新を以て、本協定の有効期間に管理許可に定める期間を加えたものとみなす。

(その他)

**第22条** 本協定において定めのない事項又は本協定の解釈等に疑義が生じた事項は、本協定の趣旨を踏まえ、その都度、甲及び乙が別途協議した上で定める。

2 乙は、本文中に基づく甲への協議は、国営沖縄記念公園事務局長を経由して行う。

(本協定の変更ならびに変更に伴う措置)

**第23条** 甲及び乙は、利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等若しくは税制度の変更・追加又は災害等不可抗力の発生により乙による管理の内容等の変更が必要と判断した場合には、甲及び乙が協議した上で、本協定を変更することができる。

2 本協定の変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年7月2日

甲 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号  
那覇第2地方合同庁舎2号館  
内閣府 沖縄総合事務局  
沖縄総合事務局長 小八木 大成

乙 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県  
沖縄県知事 玉城 康裕